

横浜市行政不服審査会答申
(第129号)

令和5年7月11日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「生活保護費用等徴収金決定処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件は、審査請求人が生活保護を受けていた令和3年8月1日から令和4年3月31日の間に、遺族基礎厚生年金及び年金生活者支援給付金（以下「本件年金等」という。）を受給していたにもかかわらず、横浜市旭福祉保健センター長（以下「処分庁」という。）に収入として申告しなかったことから、処分庁が、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条第1項の規定に基づき生活保護費用等徴収金決定処分（令和4年12月26日付け旭生支第▲▲号。以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、本件処分が違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求めて審査請求を行ったものである。

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 令和4年2月22日に土地所有者が審査請求人になったと同時に当該事実について申告している。したがって、法第78条第1項の「不実の申請」にあたる事実はない。
- (2) 遺族年金は、労働の対価ではなく、収入認定の対象とすべきではないと考える。

4 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、平成21年9月26日、審査請求人に対し、「生活保護のしおり」を用いて生活保護制度の概要について説明を行った。平成24年12月20日、「生活保護法に基づく権利・義務等の確認について」の説明をした際に「生活保護のしおり」、「不正受給防止のためのハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）を保管し、内容を読んでいることを確認した。平成26年8月11日、処分庁が、審査請求人に対し、「生活保護法に基づく権利・義務等の確認について」の説明をした際に、審査請求人は、「役所の不正行為」等を理由に、内容を了解した旨の確認書の記入を拒否した。
- (2) 処分庁が令和4年6月27日に受理した法第29条の規定に基づく調査回

答により、審査請求人は、令和3年8月1日から令和4年3月31日までの間、遺族年金による収入があったにもかかわらず、適切な申告を行っていなかったことが判明した。

(3) 審査請求人は、自ら遺族年金の裁定請求を行い年金を受給したにもかかわらず、収入の事実を隠蔽しており、法第78条における「不実の申請その他不正な手段により保護を受けた」とみなされるため、同条に基づく費用徴収を決定した。

(4) 本件処分は、何ら違法又は不当なものではなく、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「8 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「8 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法令の規定等

ア 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定する。

イ 法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定する。

ウ 届出に用いる収入申告書（生活保護法施行細則（昭和31年10月横浜市規則第79号）第2条第2項第1号の収入申告書（第3号様式）をいう。以下同じ。）の表面には「私の○年○月から○年○月までのすべての収入について、次のとおり申告します。この申告書及び添付書類の記載内容は、事実に相違ありません。」と記載されている。

また、収入の種類として「1 働いて得た収入」、「2 年金・手当等」、「3 仕送り収入」、「4 その他の収入」とあり、「2 年金・手当等」

については「1 国民年金」、「2 厚生年金」…「15 その他の手当等（具体的に記入してください）」という項目がある。

裏面には、記入上の注意として「1 この申告書は、保護を受けようとする者の全ての収入について記入してください。」との記載があり、参考として法第 61 条及び第 85 条の条文も記載されている。

エ 「生活保護のしおり」には、「届出と申告」に、「あらゆる収入について、すみやかに申告してください。」「年金や各種手当、雇用保険」と記載されている。

オ ハンドブックには、「届出をするのはこんなとき」として「あなたや世帯内の家族の資産・収入は、すべて届出の対象となります。」と記載されており、4つの分類があげられ、「①働きによる収入があったとき」、「②働きによらない収入があったとき」、「③資産があるとき」、「④世帯の状況に変化があるとき」とされている。そして、働きによらない収入の例として、第一に「年金…各種手当など」との記載がある。

カ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）第 8－3 においては、法における「収入」について、「(1)就労に伴う収入」及び「(2)就労に伴う収入以外の収入」に区分されており、就労に伴う収入以外の収入として、「恩給、年金等の収入」がある。

キ 「年金生活者支援給付金制度の施行に伴う円滑な請求手続及び保護費への反映処理を実施するための生活保護担当部局と国民年金担当部局との連携について」（令和元年 8 月 22 日社援保発 0822 第 2 号・年管管発 0822 第 2 号）「Ⅱ. 給付金の保護費への適切な反映について」においては、年金生活者支援給付金について、実際の受給額を収入として認定するとある。

ク 法第 78 条第 1 項には、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 100 分の 40 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と規定する。

ケ 別冊問答集問 13－1 では、「不当受給に係る保護費の法第 63 条による返還又は法第 78 条による徴収の適用」にて、「法第 78 条によることが妥

当な場合」として、「(a)届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき。(b)届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき。(c)届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき。(d)課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。」が掲げられている。

(2) 認められる事実

ア 処分庁は、平成 21 年 9 月 14 日付けで、同月 2 日を決定年月日とする保護開始決定を行い、同日以降、生活保護費の支給が行われた。

イ 平成 21 年 9 月 26 日に、処分庁は、審査請求人に対して「生活保護のしおり」を交付して、生活保護制度の概要について説明を行った。

処分庁は、平成 24 年 12 月 20 日に審査請求人の居宅を訪問し、審査請求人が、「生活保護のしおり」及びハンドブックを保管し内容を読んでいることを確認した。処分庁は、平成 26 年 8 月 11 日にも審査請求人の居宅を訪問し、生活保護法に基づく権利・義務等の説明を行った。このとき、処分庁は、審査請求人に確認書の記入を求めたが、「役所の不正行為」等を理由に拒否された。

ウ 審査請求人は、遺族基礎厚生年金の裁定請求を行い、令和 3 年 6 月 24 日付け裁定により受給資格を得て、同年 8 月 13 日から年金の支給を受けている。そして、審査請求人は、同年 8 月 13 日から令和 4 年 2 月 15 日までの間に、本件年金等合計 281,981 円を受給した。

エ 審査請求人は、令和 3 年 7 月分から同年 12 月分までの収入申告書を処分庁に提出したが、令和 4 年 1 月分から同年 3 月分までの収入申告書は提出しなかった。また、提出された各申告書には、「2 年金・手当等」についていずれも「無」に丸印が付けられていた。

オ 令和 4 年 4 月 25 日、処分庁は、三井住友銀行二俣川支店宛て法第 29 条に基づく調査を行い、その結果、同年 6 月 13 日、審査請求人が本件年金等を受給していたことが判明した。

カ 令和 4 年 12 月 26 日、処分庁は、令和 3 年 8 月から令和 4 年 3 月の間、世帯主が年金を受給していたが未申告であったためとして、法第 78 条第

1 項に基づき、同期間に審査請求人が受給していた本件年金等合計に相当する額である 281,980 円の徴収決定を行い、審査請求人に通知した。

(3) 判断理由

ア 本件年金等が法第 61 条の申告すべき「収入」に当たるか

法第 61 条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定め、被保護者に対して、収入等に関する処分庁への届出義務を課しているところ、同条が被保護者に対して収入を申告する義務を課しているのは、保護実施機関が被保護者の生計の状況等を把握して保護の適正を図るためと解される。そして、保護実施機関が職権により被保護者の状況を調査し、把握するとしても、それだけでは、被保護者の状況を把握しきれないところも生じうることなどからすれば、被保護者の届出は、保護実施機関の行う調査を補充し、これと並行して的確な状況の把握に欠くことができないものであって、適正な保護の実施に当たって、不可欠な前提をなすものと解するのが相当である。

この点からすると、被保護者が収入を申告するに当たっては、適正な保護の決定及び実施を円滑に行うため、処分庁が収入をありのままに把握することが必要である。そうすると、被保護者が法第 61 条に基づき届出義務を負う「収入」とは、現実に利用可能な財産が増加するものであれば、その法的性質や原因のいかんは問わない（ただし、保護費は除外される。）と考えるべきであり、後日、保護実施機関が収入認定の対象にしないもの及び控除の対象となるものについても、法第 61 条の「収入」に当たり申告の対象となる。

これを本件について見るに、令和 3 年 8 月 13 日から令和 4 年 2 月 15 日までの間に審査請求人名義の口座に振り込まれた本件年金等の合計である 281,981 円は、審査請求人にとって現実に利用可能な財産の増加であることは明らかである。

したがって、本件年金等の収入は、法第 61 条の収入として申告の対象となるべきものであり、審査請求人には、それを怠った届出義務違反の事実が認められる。

イ 審査請求人が「不実の申請その他不正な手段」により保護を受けたと

いえるか

(ア) 判断の枠組み

本件処分において、未認定の収入充当額の対象とされた本件年金等は、法第 61 条の規定に基づき、保護実施機関に対して、届出の義務を負う収入であることは前記(3)アのとおりであるから、審査請求人は、客観的に見て、当該届出の義務に違反していることが認められる。

しかしながら、法第 78 条第 1 項は、その要件として「不実の申請その他不正の手段により保護を受け…た者があるとき」と定めているから、法第 61 条の規定に基づく届出の義務に客観的に違反することのみでは、法第 78 条第 1 項の要件に該当するといえないことは文言上明らかであり、「不実の申請その他不正の手段」により保護を受けたといえるかどうかを検討する必要がある。

この点、「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれるとされている（生活保護行政を適正に運営するための手引きについて（平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）IV-4-(1)）。したがって、「不実の申請その他不正の手段」により保護を受けたというためには、被保護者が積極的に虚偽の事実を申し立てたという事実又は被保護者が本来申告すべき収入を申告せず、隠蔽していたという事実すなわち当該被保護者において当該収入が法第 61 条の届出義務の対象となるべき収入に該当することを認識又は認識すべきであったにもかかわらず、これを申告しなかったという事実が認められなければならない。

(イ) 本件における処分庁の説明と審査請求人の認識

処分庁は、保護が開始された平成 21 年 9 月以降、少なくとも 3 回にわたり、「生活保護のしおり」やハンドブックにより法に基づく権利義務等について説明した。審査請求人は、少なくとも 1 回は確認書への署名を拒否したものの、処分庁の説明内容については理解していた。

「生活保護のしおり」には、「第 2 章 生活保護の利用が開始されたら」「3 届出と申告」に「あらゆる収入について、すみやかに申告してください。」とした上、「年金や各種手当、雇用保険」を挙げている。

ハンドブックには、「3 届出をするのはこんなとき」として「あな

たや世帯内の家族の資産・収入は、すべて届出の対象となります。」と記載されており、「②働きによらない収入があったとき」の場合の例として「年金…各種手当など」と記載されている。

また、審査請求人が提出した各収入申告書には、上記6(1)ウのとおり、「私の〇年〇月から〇年〇月までのすべての収入について、次のとおり申告します。この申告書及び添付書類の記載内容は、事実と相違ありません。」とあり、収入の種類として「2 年金・手当等」という項目もある。

そして、審査請求人は、自ら遺族基礎厚生年金の裁定請求を行っており、また、審査請求人の口座に本件年金等は振り込まれているのであるから、本件年金等の収入があることを認識していたと認められる。

したがって、審査請求人としては本件年金等を収入と申告すべき義務があるという認識をしているか、認識すべきであったと言える。

(ウ) 本件年金等について、「不実の申請その他不正な手段」があったと言えるか

審査請求人は、令和3年7月分から同年12月分までの収入申告書を処分庁に提出したが、各収入申告書には、「2 年金・手当等」について「無」に丸印が付けられていた。また、令和4年1月分から3月分までの収入申告書は提出されなかった。

本件年金等は令和3年8月13日から令和4年2月15日までに振り込まれており、令和3年7月分から同年12月分までの各収入申告書の収入欄の「2 年金・手当等」について「無」に丸印をつけることは、積極的に虚偽の事実を申し立てたこととなり、令和4年1月分から3月分までの収入申告書を提出しないことは、消極的に本来申告すべき事実を隠蔽していることとなるため、いずれも不実の申請その他不正な手段に当たる。

なお、審査請求人は、遺贈につき申告したと主張をするが、遺贈と年金受給は異なる事実であるから、審査請求人の主張を前提としても、本件年金等の受給について申告したとは認められない。

したがって、審査請求人は、生活保護受給期間中に受給した本件年金等について、法第61条に基づき申告する義務があるところ、申告せずに生活保護費を受給しており、不実の申請その他不正な手段により

保護を受けたといえるから、法第 78 条第 1 項に該当する。

(4) 結語

よって、本件処分には違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のおりであるから、5 の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和5年2月16日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和5年3月8日	・ 弁明書等の受理
令和5年3月15日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和5年3月30日	・ 反論書の受理
令和5年4月13日	・ 反論書の送付
令和5年4月21日	・ 物件の提出依頼（処分庁宛て）
令和5年5月7日	・ 物件の受理
令和5年5月10日	・ 物件の提出通知
令和5年6月1日	・ 審理手続の終結
令和5年6月7日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和5年6月13日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和5年7月11日	・ 調査審議